

令和元年度厚生労働科学研究費補助金
障害者政策総合研究事業
分担研究報告書

相談支援専門員とサービス管理責任者等の連携促進のための研究
(分担研究報告書Ⅰ)

研究分担者 本名 靖 (東洋大学大学院 非常勤)
研究協力者 高木 憲司 (和洋女子大学 准教授)

研究要旨：

2015年度から2017年度に実施した「障害福祉サービスにおける質の確保とキャリア形成に関する研究」において、主にサービス管理責任者等の研修体系について調査・研究し、モデル事業を通じて、基礎研修・実践研修・更新研修の各標準プログラムの開発を行った。この研究における今後の課題として、一般的な知識・技術だけでなく、専門的な知識・技術を獲得する必要性と、相談支援専門員とサービス管理責任者等の相互理解と連携の必要性が把握されたところである。

本研究では、相談支援専門員とサービス管理責任者等が専門的な知識とスキルを獲得するために、共通して受講できる専門コース別研修の標準プログラム案を開発する。2018年度は、特に標準化が求められている「障害児支援」「就労支援」を中心に標準プログラム案の作成を行った。2019年度は、「権利擁護・成年後見」「虐待防止」「意思決定支援」のいわゆる権利擁護系の各研修との内容の調整、「地域移行・定着・触法」の研修内容について分析し、今後のあるべき研修体系のあり方について考察した。

A. 研究目的

前年度の研究成果より、「医療的ケア」については、既に実施されている「医療的ケア児等支援者養成研修」及び「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」があり、相談支援専門員やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者も受講できる環境が整備されているため、本研究の対象外とした。また、現状で実施されているスーパービジョンは実践研修、更新研修で盛り込んだので、今回の研究では専門コース別研修のうち「権利擁護・成年後見」と「地域移行・定着」の2つが主な柱ととらえた。

まず、「権利擁護・成年後見」については、「虐待防止」「意思決定支援」のいわゆる権利擁護系の各研修内容との調整が必要となると考えた。

「地域移行・定着」については、地域移行・地域定着が伸びていないという課題があり、増やしていくためにも必要である。しかし、触法の研修では医療観察法まで入っていて幅広い割に時間が短く、そもそも専門コース別研修で医療観察法まで含めるかどうかを検討する必要がある。

また、これまで入っていなかった、災害時に関する相談支援等の役割等についての研修も必要である。

これらの課題について、現行のカリキュラムや現在国において検討中の案を比較しつつ、今後のあるべき研修体系のあり方について考察し提示することを目的とする。

B 研究の方法

研究方法として、現行のカリキュラムを比較しつつ、要素分析や、重複部分の指摘等を行っていく。そのうえで、今後のあるべき研修体系について考察していく。

(倫理面への配慮)

本研究は、国の資料や文献研究であることから、倫理面への配慮は特段必要ないと判断した。

C. 研究結果

C-1 権利擁護系の各研修との内容の比較

権利擁護系の研修として、現行の相談支援専門コース別研修にある「権利擁護・成年後見」と、「令和元年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」、「障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン研修」の3つの研修がある。

これら3つの研修の内容について、カリキュラムを概観する。(図表1,2,3)

科目	獲得目標	内容	時間数
権利擁護・成年後見制度			
1日目 1.各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する(講義)			
法制度の概要	権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解を深める	・障害者権利条約、障害者虐待防止法等の法制度概要 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の制度概要	2.5
権利侵害・虐待	虐待の定義、実情の理解を深める	・虐待の定義、内容 ・権利侵害の状況	1
各機関の役割	関係機関の役割を学ぶ	・弁護士等の職能団体、都道府県権利擁護センター、行政等の関係機関の職務、職域概要	1
実践事例報告(シンポジウム形式)	相談支援事業所の役割、関係機関との連携について学ぶ	・障害者への虐待、権利侵害事例に対する具体的実践 ・協議会の活用 ・関係機関の役割分担、連携方法	2.5
2日目 2.相談支援に必要な権利擁護の視点(演習)			
実践事例の報告(演習Ⅰ)	相談支援の役割、関係機関との連携等による支援方法の視点を広げる	・障害者の権利を保障する支援方法や介入、機関連携についてグループワークを行う	3
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習Ⅱ)	具体的に事例を使い権利擁護虐待防止の支援体制づくり地域連携を検討する	・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する ・グループ発表し全体で共有し再度振り返る	3
総括	研修のポイントの再確認	・自己の事例について、アドボカシーやエンパワメント等の視点を含め、相談支援の実践を振り返る ・グループ内で自己の振り返りを共有	1
			合計14

図表1 専門コース別研修(権利擁護・成年後見制度)

令和元年度「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」プログラム	
3コース共通研修	
内容	時間
受付	15分
オリエンテーション(事務連絡)	5分
研修の趣旨説明	30分
休憩	10分
障害者の権利擁護について	30分
障害者虐待防止法の理解と虐待事案について	70分
休憩	10分
当事者、家族の声を聞く	30分
主に知的障害のある人を対象とした障害者虐待防止研修	50分
休憩 昼食	60分
市町村・都道府県等窓口職員コース(コース別研修)	
内容	時間
養護者による虐待事案への対応と支援(講義と演習)	80分
休憩	10分
保護・分離及び成年後見制度等の活用の必要性(講義と演習)	40分
休憩	10分
警察及び地方労働局との連携(講義)	60分
2日目 受付	20分
事実確認調査における情報収集と面接手法(講義)	120分
休憩 昼食	60分
事実確認調査における情報収集と面接手法(演習)	120分
休憩	10分
障害者福祉施設従事者による虐待通報への事実確認調査のポイント	80分
検証に堪える記録の書き方	50分
管理者・設置者コース(コース別研修)	
内容	時間
身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止(講義と防止計画等作成演習)	60分
休憩	10分
経済的虐待の防止(講義と防止計画作成演習)	60分
休憩	10分
性的虐待及び心理的虐待、放棄・放置の防止(講義と防止計画作成演習)	60分
2日目 受付	10分
職員のメンタルヘルス(アンガーコントロール含む)	90分
休憩	10分
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について	90分
休憩・昼食	60分
施設・事業所における虐待防止体制の整備(講義)	90分
休憩	10分
施設・事業所における虐待防止体制の整備(講義と演習)	100分
虐待防止マネージャーコース(コース別研修)	
内容	時間
経済的虐待の防止(講義と防止計画作成演習)	60分
休憩	10分
性的虐待及び心理的虐待、放棄・放置の防止(講義と防止計画作成演習)	60分
2日目 受付	10分
職員のメンタルヘルス(アンガーコントロール含む)	90分
休憩	10分
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について	90分
休憩・昼食	60分
施設・事業所における虐待防止研修の進め方(講義と演習)	200分

図表2 令和元年度「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」プログラム

C-1-1 権利擁護・成年後見制度

まず、専門コース別研修の権利擁護成年後見制度については、法制度の概要についての講義があり、権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解、障害者権利条約、障害者虐待防止法等の法制度、成年後見制度・日常生活自立支援事業の制度、権利侵害・虐待、虐待の定義、実情の理解、虐待の定義や内容、権利侵害の状況、関係機関の役割などの基礎的知識を得るための講義が前半部分を占めている。後半はシンポジウムと実践事例報告となっており、その事例を使ってグループワークで支援体制づくりの検討を行う。総括として自分の事例についての振り返りなどを行うこととなっている。

障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン 研修案（1日コース 340分）								
＜全体研修＞								
(1) 利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る (2) 「意思決定支援ガイドライン」の内容を理解する (3) 受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る (4) 意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する (5) 受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする (6) 研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティン化などを工夫する								
＜研修構成＞								
番号	当日	時間	大方テ ゴリ	中カテ ゴリ	タイトル	内容	ねらい	スライド頁
1	9:00-9:15	15	導入	グループ ワーク	気づきグループワーク	アイスブレイク(お互いに握手して、簡単な自己紹介をする) ↓ 意思決定支援の主体は？支援された意思決定の主体は？に関するグループディスカッション(適宜、講師はグループにマイクを渡して回答してもらう) ↓ 解説 ↓ 受講者自身がリスクを取った経験についてのグループディスカッション(質問①)+マイクを渡して回答「そのときの事を振り返るとどのように感じますか？」と質問 ↓ 利用者本人が意思決定する事、リスクを取ることを支援した経験についてのグループディスカッション(質問②・③)+マイクを渡して回答+適宜質問	アイスブレイクとともに、意思決定支援における自身の経験を受講者と共有する。 支援付き意思決定の主体が本人であること、意思決定支援は支援者(サポーター)としての一手段であることの気づきを得る。リスク抜きに意思決定は出来ないことを理解する。	P11-13
2	9:15-9:45	30	導入	グループ ワーク	事例から見る「意思決定支援」ー意思決定に対する阻害要素とは？ー	①「権利」に関する事例 ②「支援付き意思決定と代理代行決定」の経験に関する事例 ③「意思決定におけるリスク」の経験に関する事例 ↓ について講師が紹介。 ↓ アイスブレイク(自分の所属+支援している利用者の属性+進行役と発表者を決定)+事例について検討(どのような阻害要素が存在し、どのようにすれば意思決定支援を展開できるか？)	支援者が直面しがちな意思決定支援における阻害因子(なぜ「意思決定支援」がうまく行かないのか?)、どのようにその阻害要因に対応していけば良いかを検討してもらうことにより、研修への関心を高める。	P14-19
3	9:45-10:00	15	導入	発表 +解説	意思決定を支援するかかり支援例	事例について各グループからの発表+各事例の解説+阻害要因に関する解説	それぞれのグループの検討結果を共有することで、意思決定支援における課題と対応方法についての気づきを得る。	P20-27
休憩 10:00-10:10 10分								
4	10:10-11:10	60	導入	講義	「意思決定支援」における基本的考え方	「意思決定支援」についての基本的な考え方に関する解説 ①支援付き意思決定と代理代行決定の区別、検討順序 ②基本的な考え方(3つのスタンス(表出された意思+意思と嗜好に基づく最善の解釈+最善の利益)の紹介、障害者権利条約及び同条約委員会の一般的意見) ③トリアージ映像(3分)+3つのスタンスの解説 ④意思決定に関する能力の判定・法的有効性との対比 ⑤日常生活における意思決定と社会生活における意思決定の種類・内容 ⑥レスキュー(解決要請事態)モデルとエンパワメント(自己効力感向上)モデル ⑦意思決定の支援の層と層を厚くするための工夫 ⑧意思決定支援の枠組み(流れ)と本人の意思と嗜好の収集についての工夫 ⑨意思決定支援を行うことによる支援者側の考え方・行動の変化	「意思決定支援」という言葉について多義的な意味合いがあること、支援付き意思決定と代理代行決定の領域があること、それぞれの領域においてスタンスの違いがあることを理解する。 意思決定支援の場面・機会を判別し、本人から始まるのか他者から要請されるのかという出発点の違いを意識することにより、実は昨今の意思決定支援は他者からの要請に基づくものが多いことに気づく(本来はもともと前から意思決定支援を行う必要性があることを理解する)。 意思決定支援の方法(特に本人の意思と嗜好に関する収集・更新・解釈方法)や枠組み、好事例について理解し、実践することで、支援者側の考え方や態度の変化があることに気づく	P28-51
5	11:10-11:35	25	ガイド ライン	解説	障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン解説	①国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドラインの紹介 ②ガイドライン概要説明(Ⅰ趣旨 Ⅱ総論 Ⅲ各論)	意思決定支援ガイドラインの全体像と各ガイドラインとの関係性について理解する。	P52-67
昼休憩 11:35-12:35 60分								
6	12:35-13:10	35	ガイド ライン	事前 説明 +司 劇ビ デオ +解 説	①支援付き意思決定映像で学ぶ「パート2」～ガイドラインに沿った「意思決定支援」会議を実現するためのポイント～ シーン1: 意思決定支援会議の実現に向けた働きかけ	映像を見る前に、主人公の状況と映像を見るうえでの注意事項の説明(5分) 映像シーン1の上映(10分) グループワーク(8分) 共有(7分) 解説(5分)	あらかじめ会議に対して、どのような点が意思決定支援上の課題なのかを認識し、共有することができると、意思決定支援(支援付き意思決定)会議を実現するためにどのような働きかけが必要かを理解できる。	P68-72
7	13:10-13:20	10	ガイド ライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」会議に向けた事前準備	①意思決定支援会議を行うための事前準備の重要性 ②事前準備において検討すべきこと(目的・基本原則・ルール化・役割分担等)	支援付き意思決定のコンセプトや潜在的な対立可能性を認識することなしに会議をはじめようとしてもうまくいかないことを認識し、ファシリテーションを意識した進行が求められることを理解できる。	P73-81
8	13:20-13:45	25	ガイド ライン	司劇ビ デオ	シーン2: ご本人の価値観や嗜好を 発見・収集するための個 別面談	映像シーン2の上映(5分) 共有(7分) 解説(5分)	本人の嗜好と価値観の収集方法の一例を紹介しつつ、「意思決定支援」との関係性についての理解を深める。	P82-83
9	13:45-13:50	5	ガイド ライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」の基本視点と意思決定支援ツール	パーソンセンタードの視点の重要性 意思決定のためのベストチャンス(最適な環境)の提供 意思決定を促進するためのツール紹介	ご本人にとってもっとも意思決定しやすい環境を整えるための様々な工夫があることを理解する。	P84-88
休憩・準備 10分 13:50-14:00								
10	14:00-14:30	30	ガイド ライン	司劇ビ デオ	シーン3: 意思決定支援会議の実 践	映像シーン3の上映(10分) 共有(7分) 解説(5分)	支援付き意思決定の支援における具体的な工夫や発見、キーパーソン(アドボケート)の役割を担う人をチームにしていることの効果、「意思決定支援」を継続することの意味について理解する。	P89-90
11	14:30-14:40	10	ガイド ライン	解説	ガイドラインを踏まえた「意思決定支援」のためのファシリテーション技法と意思決定支援の限界	支援付き意思決定の場面における面接技法 ファシリテーションを意識した会議運営の例示 意思決定支援の限界(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより)	ファシリテーション型会議運営の具体的な手法を学ぶとともに、支援付き意思決定の支援にも限界が存在することを理解する。	P91-97
12	14:40-15:10	30	ガイド ライン	解説	②本人意思の推定 ③本人の最善の利益の 追求 のための指針	意思決定能力アセスメント 「意思決定能力」のとらえ方 アセスメント実施時の質問例と留意点 「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」と判断する前に考えること 本人意思推定(本人の意思と嗜好に基づく最善の解釈)を行う際の留意点 「本人意思の推定が困難な場合」における最善の利益の考え方 代理代行決定の限界	本人の意思決定能力、アセスメント、意思と嗜好に基づく最善の解釈と主観的最善の利益に関する理解を深めるとともに、代理代行決定のプロセスを意図させざる。また、プロセスを踏まれば誰でも代理代行ができるわけではなく、各種法令に定められた権限に基づいて、適切な者が行う必要があることを理解する。	P98-110
休憩 10分 15:10-15:20								
13	15:20-15:40	20	記録化 解説	記録化 ワーク	意思決定を支援するための情報収集と記録 ～ 本人の価値観を尊重し、 支援者の気づきを高める ～	本人意思の汲み取り、意思決定支援の過程を記録する方法について	日々の選択における本人の選択とその背景にある価値観等を収集することの重要性を認識し、収集時におけるポイントを学ぶ	P111-119
14	15:40-16:00	20	記録化 ワーク	記録化 ワーク	支援者目線で見た本人の生活環境と会話状況に関する簡単な報告書を書いてもらう。その後、サンプル回答を配布。	記録上、落としきれないポイントの確認や記載方法が抽象的・曖昧・支援者の主観混じりの表現等になっていないかをセルフチェックする。	P120-121	
15	16:00-16:10	10	まとめ 解説	まとめ 解説	本日のポイントの整理			P122-128

図表3 障害福祉サービス等に提供に係る意思決定支援ガイドライン 研修案（1日コース 340分）

C-1-2 虐待防止・権利擁護指導者養成研修

虐待防止・権利擁護指導者養成研修では、最初に共通研修が置かれ、その後、市町村や都道府県などの窓口職員のコース（相談支援専門員も想定）、障害福祉サービス事業所等の管理者・設置者のコース、虐待防止マネージャーコース（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を想定）の3コースに分かれている。

3コース共通研修部分では、障害者の権利擁護として、障害者虐待防止法の理解と虐待事案についての講義がある。この辺りが専門コース別研修の内容と重複が見られるが、虐待防止・権利擁護研修では、障害者虐待に特化した内容が講義されている。さらに、当事者家族の声や主に知的障害のある人を対象とした虐待防止研修について講義があり、その後、3コースに分かれて研修を受けることになる。

窓口職員コースでは、養護者による虐待事案への対応と支援について講義と演習が行われる。次に、保護・分離および成年後見制度等の活用の必要性、警察や地方労働局との連携、事実確認調査における情報収集と面接手法など、主に行政側からの視点の研修内容となっている。相談支援専門員も虐待発見側という立場もあるため、こちらのコース受講も想定されている。

管理者コースでは、身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止、経済的虐待の防止、性的虐待及び心理的虐待、放棄・放置の防止、職員のメンタルヘルス（アンダーコントロール含む）、施設や事業所における虐待防止体制の整備など、主に管理者の視点の研修内容となっている。

虐待防止マネージャーコースでは、虐待防止計画作成演習や、施設事業所における虐待防止研修の進め方など、現場での虐待防止マネジメントの視点から研修が組まれている。

C-1-3 意思決定支援ガイドライン研修

意思決定支援ガイドライン研修では、研修の目的である6項目が冒頭に示されている。

1) 利用者中心の支援が必要な根拠や背景を知る。

- 2) 「意思決定支援ガイドライン」の内容を知る。
- 3) 受講者自身が、これまで他者決定による支援を行ってきたことへの気づきを得る。
- 4) 意思決定支援が利用者中心の支援を実現することを実感する。
- 5) 受講者が実践現場に戻って意思決定支援に取り組めるようにする。
- 6) 研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する、等である。

冒頭のアイスブレイクの際、意思決定することの意義や支援付き意思決定の主体が本人であること、意思決定支援は支援者としての一手段であることなどの気づきを得ることを狙いとしており、上記2つの研修に見られるような、制度的な説明については割愛されている。その後は、教材DVDの動画等を活用しながら、意思決定支援会議の進め方などについて、グループワークを通じて学んでいく内容となっている。

C-1-4 上記研修内容の整理

これら3つの研修の重複部分を整理すると、以下のとおりである。

- ・専門コース別研修「権利擁護、成年後見制度」における「権利侵害・虐待」の講義と、虐待防止・権利擁護指導者養成研修における「障害者虐待防止法の理解、虐待事案について」の講義に重複がみられる。
- ・しかし、専門コース別では、権利侵害としての虐待について広く浅く研修するが、虐待防止・権利擁護指導者養成研修では、虐待に特化して深く（成年後見制度についても、虐待対応としての位置づけとしての活用）という内容となっている。
- ・意思決定支援ガイドライン研修では、意思決定支援会議の演習につなげるための気づきの促し等から導入され、制度の説明というより、運用の実際を学ぶような内容となっている。

C-2 「地域移行・定着、触法」研修

専門コース別の「地域移行・定着」については、地域移行・地域定着が伸びていないという課題があり、増やしていくためにも必要である。しかし、触法の部分で医療観察法まで入っていて幅広い

割に時間が短く、そもそも専門コース別研修で医療観察法まで含めるかどうかを検討する必要がある。

内容としては、1日目の前半部分は、法制度の概要（障害者の地域移行に必要な各種法制度の基本的な理解を深める）、都道府県及び市町村の地域移行支援状況（地域移行の現状、地域の支援体制を理解する）、障害者及び家族の理解（障害者や家族の基本的特性を理解する）であり、導入部分としての講義である。その後は、地域移行、地域定着の事例報告と支援体制づくりの演習となっている。（図表4）

地域移行・定着、触法	科目	獲得目標	内容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する（講義）				
法制度の概要	障害者の地域移行に必要な各種法制度の基本的な理解を深める	・障害者総合支援法等を主とした法制度の概要 ・地域生活支援に関する制度（住宅政策、日常生活自立支援事業等）の概要	45分	
都道府県及び市町村の地域移行支援状況	地域移行の現状地域の支援体制を理解する	・地域移行の流れや関係者の役割等 ・地域の実情や支援体制の説明	45分	
障害者及び家族の理解	障害者や家族の基本的特性を理解する	・家族支援の在り方 等	1	
1日目 2. 障害者地域移行支援における相談支援（演習）				
実践事例の報告（演習1）	障害者の地域移行における相談支援の役割と関わり方を獲得する	・相談支援従事者による地域移行支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する ・実践報告の事例を通して、地域での関係機関と相談支援従事者等の連携を確認する	1.5	
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習2）	具体的に事例を使い障害者の地域移行の体制づくりを獲得する	・受講者が事例を持ち寄り、それぞれの抱えている課題を共有する ・グループで1事例選択し課題解決に向けた支援体制づくりを検討する ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする	1.5	
総括	研修のポイントの再確認	・自己の事例を振り返る ・グループ内で自己の振り返りを共有	1	
2日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する（講義）				
法制度の概要	触法障害者に関わる各種法制度の基本的な理解を深める	・障害者総合支援法、心神喪失等医療観察法、少年法、地域生活定着支援事業等を主とした法制度の概要や仕組みの説明 ・触法障害者への支援導入の流れや関係者の役割等の説明	45分	
触法障害者等への支援状況	地域の触法障害者の生活状況、支援体制を理解する	・地域生活定着支援センターの支援状況の説明 ・地域の実情や支援体制の説明	45分	
触法障害者及びその家族の理解	触法障害者や家族の基本的特性を理解する	・触法障害者の障害特性 ・家族支援の在り方	1	
2日目 2. 触法障害者支援における相談支援（演習）				
実践事例の報告（演習1）	触法障害者支援における相談支援の役割と関わり方を獲得する	・相談支援事業における触法障害者支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する ・実践報告の事例を通して、保護観察官、社会復帰調整官、保護司、教育関係者、相談支援従事者等の連携を確認する	1.5	
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習2）	具体的に事例を使い、触法障害者支援の体制づくりを獲得する	・受講者の事例を持ち寄り、それぞれの抱えている課題を共有する ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制づくりを検討する ・グループごとに検討した内容を発表し、全体で共有する ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする	1.5	
総括	研修のポイントの再確認	・自己の事例を振り返る ・グループ内で自己の振り返りを共有	1	
合計13				

図表4 専門コース別研修（地域移行・定着、触法）

また、国立のぞみの園において、「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会」を開催している。基礎研修会と実践者研修会がある。

<第1日目> 東京8月7日(水) / 大阪9月9日(月)	
時間	プログラム
9:30	< 受付 >
9:55~10:00	開会・主催者挨拶
10:00~10:30	「本研修のねらいと全体構成」 水藤昌彦 [国立のぞみの園]
10:30~12:00	【総論】 「知的障害のある犯罪行為者への支援」 水藤昌彦 [国立のぞみの園]
12:00~13:00	～昼食休憩～
13:00~14:30	「刑事司法と福祉の連携」 森久智江 [立命館大学]
14:30~14:40	休憩
14:40~17:20	【支援プロセス1】 「矯正施設退所に向けた支援①」 唐木慶二・渡邊守 [国立のぞみの園]

<第2日目> 東京8月8日(木) / 大阪9月10日(火)	
時間	プログラム
9:00~10:30	【支援プロセス1：つづき】 「矯正施設退所に向けた支援②」 渡邊守・唐木慶二 [国立のぞみの園]
10:30~10:40	休憩
10:40~12:20	【支援プロセス2】 「矯正施設退所直後からの支援①」 関口清美・佐々木茜 [国立のぞみの園]
12:20~13:10	～昼食休憩～
13:10~14:30	【支援プロセス2：つづき】 「矯正施設退所直後からの支援②」 関口清美・佐々木茜 [国立のぞみの園]
14:30~14:45	休憩
14:45~15:45	【支援プロセス3】 「地域生活を継続するための支援」 中川英男 [滋賀県社会福祉士会]
15:45~15:50	休憩
15:50~16:10	【研究報告】 「地域生活定着支援センターの役割」 古屋和彦 [国立のぞみの園]
16:10~16:40	【総括コメント】 水藤昌彦 [国立のぞみの園]
16:40~16:45	修了証授与・閉会

図表5 国立のぞみの園「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会」〈基礎研修〉

D. 考察

「権利擁護・成年後見」については、「虐待防止」「意思決定支援」のいわゆる権利擁護系の各研修との内容の調整が必要となると考えた。

これら3つの研修の重複部分を整理すると、以下のとおりである。

1) 専門コース別研修「権利擁護、成年後見制度」における「権利侵害・虐待」の講義と、虐待防止・権利擁護指導者養成研修における「障害者虐待防止法の理解、虐待事案について」の講義に重複がみられる。

2) しかし、専門コース別では、広く浅く、虐待防止・権利擁護指導者養成研修では、虐待に特化して深く(成年後見制度についても、虐待対応としての位置づけとしての活用)という内容となっている。

3) 意思決定支援ガイドライン研修では、意思決定支援会議の演習につなげるための気づきの促し等から導入され、制度の説明というより、運用の実際を学ぶような内容となっている。

専門コース別研修が都道府県、市町村で講師が統一されているわけではないので、意思決定支援研修で指摘された、「研修効果の標準化のため、映像、テキスト、ルーティーン化などを工夫する必要がある。」という指摘は当然のことと考えられる。まず、各研修の標準化のためのテキストや映像教材、使用する資料の統一を図る必要がある。

その上で、研修内容が重複する部分をどのように統一していくのか、権利擁護系の研修体系を構築する必要があると考えられる。

「法制度の概要」については、各研修の冒頭に行われており、単位制として受講免除とするか、各研修共通の法制度研修を受講する。その上で、「権利擁護・成年後見」、「虐待防止」「意思決定支援」の基礎研修を受講するよう求め、虐待防止のコース別研修、意思決定支援・成年後見制度研修を受講するなど、権利擁護系の研修体

系づくりが必要と感じられた。以下に私案としての権利擁護系研修の体系を示してみる。

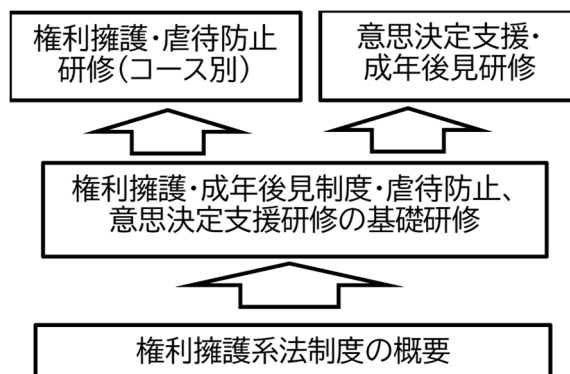


表6 権利擁護系研修の体系(私案)

「地域移行・定着、触法」については、地域移行・地域定着の実施件数が伸びていないという課題があり、増やしていくためにも必要である。しかし、触法の部分で医療観察法まで入っていて幅広い割に時間が短く、そもそも専門コース別研修で医療観察法までを含めるかどうかを検討する必要がある。

専門コース別研修はできるだけ間口の広い研修であるべきであるから、医療観察法に関しては知識として触れる程度で良いのではないのかと考えられる。触法研修では、刑務所出所者などの支援がメインとなるのではないのかと考えられ、医療観察法対象者は地域の中でも受けられるところが決まってきており、どこでも受けられるものでもない、専門コース別研修で深く触れる必要はないのではないのかと考えられる。

専門コース別研修ではポイントを理解する入り口の研修で、その後さらに深く学びたい人はのぞみの園の研修(ただし知的障害者に特化)などで学ぶ。そういった道筋になるのではないのかと考えられる。触法障害者に関しては大きな課題であり、相談支援やサビ児管等が十分に知識を持っておく必要がある。また触法障害者を受け入れた際の加算が大きく、こういった事も知識として入れておくことと受け入れへのインセンティブにもなると考えられる。

受け入れるには支援の質の向上が不可欠であり、この研修の定着が必要である。触法障害者についてはのぞみの園の二日間研修もある。また、地域定着支援センターも二日間研修をしており、

触法と地域定着支援をセットで行っている（社会局のセーフティネット補助金を使っている）。こういったところで学んだ方々が地域に持ち帰って伝達研修を行ってくれると良いのだが、自立支援協議会の部会などでできないかとの考えもある。

精神障害者については、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築体制整備事業」と同じ場で研修を行っている事例もあり、保健所とも連携している。地域住民への周知とともに、地域包括ケアシステム構築の中で実施していくことも有用である。

その他、職能団体が独自に行っている支援者としての入り口研修（面接技術など）もあるが、こういったソーシャルワークの基礎的部分も研修体系の一つとして非常に重要な要素と考えられる。

また、専門コース別研修として事業別のコースも重要であり、グループホーム、自立訓練、生活介護など、それぞれのサービスの根本の理念を学ぶ必要がある。あらゆるところで研修が行われ

ており、研修の全体像の整理を各都道府県で行う必要があると感じている。

さらに、災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等の指針（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）が示された。その中で、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することとなっているが、障害特性について理解している相談支援専門員等が民生委員等と連携・協力し個別計画を作成していくことも求められる。このような観点から「災害時ケアプランコーディネーター養成研修」も国において検討されている。カリキュラム案を示す。（図表6）

図表6 「災害時ケアプランコーディネーター養成研修」

基礎講座

第一講 (80分)

- ・社会モデルとして障害を考える
- ・災害と防災リテラシーの基礎知識を身につける

	受講生の活動	指導者の活動	準備物	参考テキスト
基本知識の獲得 (50)	障害を医学モデルではなく、社会モデルで認識する	障害を社会モデルとしてしっかり説明する ・社会が生んだ障壁が障害の原因である		立木茂雄『災害と復興の社会学』3章
	社会現象としての災害を小さくするための重要な事項について理解する	①災害は自然現象ではなく、社会現象であることを伝える ・災害因である自然現象による影響と社会のぜい弱性の重なった部分が災害である ・災害D=f (ハザードH, ぜい弱性V) で決まる 例) 災害名: 東日本大震災 災害因名: 東北地方太平洋沖地震 「地面の揺れや大雨が人の命を奪うのではなく、そういった自然現象に耐えられないもろい住居や、危険な場所に住んでいることが人の命を奪う」 ②災害を小さくするには、災害因(自然現象)の影響力を小さくする(防災)のと同時に、社会のぜい弱性を小さくする(減災)の両方が必要 防災=構造物によってハザードの影響を抑えることで被害を抑止する 減災=構造物を使わない被害抑止や事前のそなえ、応急対応・復旧・復興による社会のぜい弱性の縮小		立木茂雄『災害と復興の社会学』1章
		③個人のぜい弱性が大きい人たちが「災害時要配慮者」 ・個人のぜい弱性V=f (人P, 環境E) によって決まる 例) 車イスの人とメガネをかけた人のぜい弱性の大きさの差を訪ねた後、家族と暮らししている車イスの人と一人暮らしのメガネをかけた人のぜい弱性の大きさの差を考える ・災害D=f (ハザードH, f (人P, 環境E)) を理解する		立木茂雄『災害と復興の社会学』2章
	防災リテラシーについて知る 防災リテラシーを高める方法と、防災リテラシーによる効果を知る	防災リテラシーについて説明する 防災リテラシーは 「脅威の理解」: どんな災害が起こりうるのか、その際自分がどんな被害を受け、どれだけ日常生活に影響を受けるのが理解する 「必要なそなえの自覚」: 受けるであろう被害・生活への影響に対して、どんなそなえがどれだけ必要か自覚する 「とっさの行動への自信」: いざという時に命を守る行動が取れるよう、避難訓練を繰り返して避難行動をパッケージ化する の3つの要素で成り立っている 「防災リテラシーがあれば、自分がさらされているリスクに対して必要なだけそなえられようになり、いざという時に命を守るための適切な行動をとることができる」		災害時の適切な避難を促す「防災リテラシー」、月刊公明、2016年12月号、50-55.
具体的な手法の理解 (25)	平時のケアプラン作成に関わる福祉専門職が災害時のケアプランを作成することの必要性を理解する	①これまでの災害時要配慮者の取り組みがうまく進まなかった根本原因は、平時の生活を考えられている福祉部局と、災害時の対応を考える危機管理部署が断絶しているからであることを伝える ・東日本大震災で宮城県で障害者死亡率が高かった原因が、災害時の対応までを含んでいなかった福祉だけのノーマライゼーションの推進によることを根拠として伝える ②平時のケアプランを作成しているケアマネジャーや相談支援専門員が、もっとも要配慮者のそばによりそい、必要な合理的配慮を本人とともに伝えることができる存在であることを伝える		誰ひとり取り残されない防災をめざして国民生活(Web版)2018年9月号、No. 74
	災害時ケアプランを作成するための具体的な手順を知る	①平時のケアプランの延長線上に災害時ケアプランがある ②災害時ケアプラン作成のプロセスを理解しているか確認する(e-learning視聴済み) 1) 起こりうる災害とそれによる日常生活への影響を伝えよう(脅威を正しく理解する)、当事者の身体、生活、日常生活で使用している資源についてアセスメントし、その資源が災害時に使えるのか、足りるのか確認し、足りない場合の解決策を検討する(安心防災帳を使用) 2) 当事者が生活する地域に向き、実際の避難経路などを確認する 3) 災害時一緒に避難するであろう地域住民(特に自治会役員と近隣者)と調整会議を開き、避難行動については当事者の持つ資源といざというときに必要になる資源を、エコマップを描きながら共有して避難行動のプラン案を作成する。避難生活については実際に避難生活を送る場所に集まり、国際生活機能分類に基づいた災害時の困りごとチェックシートから特に困ることをあげ、住民きめた全員で解決策を検討する。 4) 平時のケアプランを記入している様式を拡張し、緊急時の特記事項として調整会議で話し合った結果を災害時ケアプランとして記入する 5) 当事者もしくはその代理人とともに、想定される災害を理解したこと、自身でそなえるべきこと、必要であれば声を上げて支援を求めようことを記入し、命を守るために必要な情報共有に同意した署名を記入した確認書を作成する。これにより平時のケアプランと同じく、当事者と支援者の間に水平の関係が築ける。 6) 立てたプラン通りに避難訓練や避難所開設訓練を、地域住民が参加するインクルーシブな防災訓練の形で行い、検証し、必要であれば改善する。 ③プランの完成そのものがゴールではなく、地域住民も巻き込んで行われる一連のプロセスが継続的に実施されるしくみを地域に根付かせることが大切。	ワークシート等でe-learningの内容を確認する	誰ひとり取り残されない防災をめざして国民生活(Web版)2018年9月号、No. 74
まとめ	福祉専門職にだけ責務が増えるのではなく、様々な関係者と連携しながら当事者をエンパワメントすることが大切であると知る	・当事者、その家族、地域住民たちによるインクルーシブな訓練の必要性を伝える ・当事者やその家族が、地域住民と信頼関係を結べるよう、当事者と家族を支える		

第二講 (80分)

・災害時ケアプランのための当事者アセスメントをする

	受講生の活動	指導者の活動		
準備	災害時の影響について正しく知る (5分)	災害時の影響についての資料を配付 ・資料に基づき簡潔に (10分程度) 説明 起こる災害の規模や被害だけでなく、日常生活がどのように影響を受けるのか、支援者と当事者が想像しやすいように伝える ・災害D=f (ハザードH, f (人P, 環境E)) を思い出させる	・地域のハザードマップ ・避難所・避難場所マップ ・あなたまのまちの直下型地震によるライフライン被害シミュレーション結果	
	アセスメント ・キットに従い聞き取りをする (60分)	安心防災帳および予備の3と4の台紙を配布 1グループに一人の当事者を配置し、キットの内容が1, 2がADL, 3, 4がICFの活動と参加、環境要因であることを説明し、キットに従って聞き取りをするよう指示 時間の目安: ① 1 (身体) と2 (生活) のアセスメント: 30分 ② 3 (現在のそなえ) のシール貼り: 15分 ※その際、人とのつながりの部分はサービスを受けていたり挨拶する中であれば資源としてカウントし、台紙に貼るよう指示する (3で資源として認識できていないと4で必要なそなえを考える際にあがってこない) ③ 災害による影響をもとに、現在のそなえが使えるのか、足りるのか考えて、○△×を付ける (台紙とシールの両方に○△×を置く): 3分 ④ ×および△のシールを4の台紙に移す (困った顔の欄に貼る): 1分 ⑤ 3に貼られなかったシールも確認し、改めて災害にそなえて準備すべき資源がないか確認する: 1分 ⑥ 4 (必要なそなえ) に貼られたシールの課題解決方法 (資源をどう獲得するか) を検討する: 10分	・自分で作る安心防災帳 ・安心防災帳使い方資料	
	資料をもらう。 ・災害時に不足する事案について考え、災害時ケアプランの原案を作る (10分)	災害時ケアプラン素案用様式 (ケアプラン版とサービス等利用計画版を配布する) 平時のケアプランやサービス等利用計画の一部を改変した様式に、緊急時の困りごとや必要な備えなどを記入して、災害時ケアプランの素案を作成するよう指示		災害時ケアプラン素案用様式
まとめ	自分が担当する地域の要支援者に思いを巡らせ、災害時ケアプランを事前に作ることの重要性を確認する (5分)	要配慮者一人一人について、本講義で学んだように災害時のケアプランが必要であることを確認する		

応用講座

第三講 (120分)

・災害時ケアプラン調整会議を模擬的に体感する

	受講生の活動	指導者の活動	備考	
導入	・災害時の当事者アセスメントを思い出し、災害時のケアプラン調整会議にのぞめるようにする。(10分)	第一・二講のふりかえりを行う。 当事者アセスメントの結果、災害時ケアプランの素案を思い出させる。 その上で、平時関わり合いのない住民に、当事者の代弁者として平時の状況とプランの素案を伝えて、話し合いの場が作れるようにする。		
演習	① 避難行動のケアプランを作成する。(30分) 平時の資源を青、災害時に必要となる資源を赤で描く	当事者のアセスメントについて思い出し、エコマップを作成しながら議論をまとめるよう指示。 地域住民にとっては避難訓練時の段取りの形でまとめる	・模造紙 ・赤青黒のプロッキー	Hartman, A. (1978), Diagrammatic assessment of family relationships. Social Casework, 59(8), 465-476
	② 避難先での避難生活のケアプランを作成する (30分) 出てきた意見は付箋で整理する	① 当事者に困りごとチェックシートから特に困ること3つを選択してもらい ② 選択された困りごと3つの解決策を検討してもらい (出た意見は1つごとに1枚の付箋に記入し、全ての意見を付箋にして貼った上で、グループで検討した結果を解決策として整理する) 地域とその施設が持つ資源を上手く活用し、より多くの避難者が受け入れられる合理的配慮の行き届いた避難所をめざす	・AO版困りごとチェックシート ・正方形の黄色付箋 ・ラッシュオンペン	
個人ワーク	演習の結果を受けて、第二講で作成した素案の修正と確認書の作成を行う (15分)	2つの様式を用いて災害時ケアプランの作成を行うことで、当事者自身の自助を高めることと、このプランの内容と実行についての自己決定を促し、当事者と支援者の水平な関係性が保たれることを伝える	・ケアプラン改造様式 ・サービス等利用計画改造様式 ・確認書様式	
全体発表	各グループの代表者が、模造紙やチェックシート、様式などを用いて、作成したプランについて報告する (30分)	各グループの考えや経験したことを、受講者全体で共有化する		
まとめ	自分の地域に戻り、災害時ケアプランの作成に取りかかる気持ちになる。(5分)	各自が地域に戻り、実践するように言う。		

E. 結論

今回、権利擁護系の各研修との内容の比較及び「地域移行・定着、触法」研修の内容を検証し、いくつかのポイントを見出すことができた。

以下にポイントを示す。

・専門コース別研修「権利擁護、成年後見制度」、「虐待防止・権利擁護指導者養成研修」、「意思決定支援研修」では同じ法制度の研修を実施しているため、この部分を共通化して3つの研修に対応する法制度をまず受講することが求められる。次に、3つの研修の基礎的な部分を講義と演習で実施し、意思決定・成年後見制度研修と、虐待防止コース別研修に分かれるという整理が必要であると考えられる。この内容が権利擁護系研修の体系化に繋がると考えられる。

・意思決定支援研修で指摘された研修の標準化を目指すためにテキストが必要であると考えられる（各県で微妙に研修内容に相違が見られるところもあるので）。

・専門コース別研修「地域移行・定着、触法」は、できるだけ間口の広い研修とし、基礎的な知識や問題意識の気づきを得るための研修とする。

・深める研修としては、知的障害は、国立のぞみの園が実施する研修、精神障害は地域生活定着支援センターが実施する研修も活用する。

・事例研修は、地域ごとの事情も異なるため、市町村単位で行う事例検討会などで取り扱えないかと考える。

・精神障害者については、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築体制整備事業」の活用も考えられる。

・その他、職能団体等が独自に行っている支援者としての入り口研修（面接技術など）もあるが、こういったソーシャルワークの基礎的部分も研修体系の一つとして非常に重要な要素と考えられる。

・専門コース別研修として事業別のコースも重要であり、グループホーム、自立訓練、生活介護など、それぞれのサービスの根本の理念を学ぶ必要がある。

・あらゆるところで研修が行われており、研修の全体像の整理を各都道府県で行う必要があると感じている。

・さらに、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針には、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することになっており、障害特性について理解している相談支援専門員等が民生委員等と連携・協力し個別計画を作成していくことも求められる。このような観点から「災害時ケアプランコーディネーター養成研修」も国において検討されている。

以上、現行カリキュラムや検討中のカリキュラム案等から、専門コース別研修に関するポイントを整理することができた。

参考文献

・高木憲司, 平成 30 年度厚生労働科学研究報告書「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の専門知識等の向上並びに高齢化対応を含めた連携促進のための研究」, 2019年3月

・今橋久美子, 平成30年度厚生労働科学研究報告書「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」, 2019年3月

・特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会, 厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業「避難行動要支援者に対する個別計画作成における計画相談支援事業者

等の協力に関する調査・研究事業」調査報告書, pp88-90, 2020年

なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得